

生活福祉資金の特例貸付に関するご案内

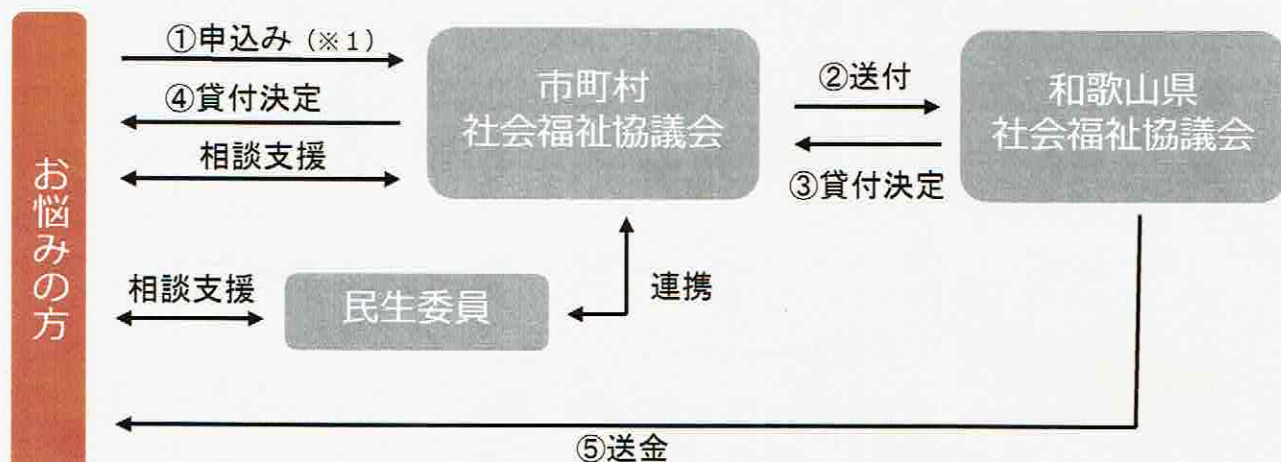
（緊急小口資金・総合支援資金（生活支援費））

和歌山県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金（生活支援費））の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記問合せ先へお願いします。

基本的な貸付手続きの流れ



※1 原則、市町村社会福祉協議会が申込先となります。和歌山県社会福祉協議会でも郵送受付のみ実施します。

（生活福祉資金貸付制度は、民生委員による世帯更生運動をきっかけに昭和30年に創設され、それ以降、民生委員の関わりにより成り立っています。）

●お問合せ先（お住まいの市町村社会福祉協議会）

社会福祉法人 橋本市社会福祉協議会
〒648-0072 和歌山県橋本市東家一丁目3番1号
橋本市保健福祉センター2階
電話：0736-33-0294 FAX：0736-33-4377

受付期間

令和2年
7月31日（金）
まで

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会

〒640-8545 和歌山県和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7F
電話：073-435-5223 FAX：073-435-5226 HP：<https://www.wakayamakenshakyo.or.jp/>

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付上限額

・ 10万円以内

(次の1～6のいずれかの場合20万円以内)

- 1 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいる
- 2 世帯員に要介護者がいる
- 3 世帯員が4人以上いる
- 4 世帯員に下記①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる
 - ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
 - ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
- 5 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- 6 その他、特に資金の貸付需要があると認められるとき

■据置期間

1年以内

■償還期限

2年以内

■貸付利子

無利子

■保証人

不要

■申込先

市町村社会福祉協議会

総合支援資金（生活支援費）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額

・ (2人以上) 月20万円以内

・ (単身) 月15万円以内

貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

■償還期限

10年以内

■貸付利子

無利子

■保証人

不要

■申込先

市町村社会福祉協議会

※ 生活再建に向けた相談支援は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関があたっています。

※ 借入に必要な書類等については、和歌山県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。<https://www.wakayamakenshakyo.or.jp/>

